

秋田県福祉サービス第三者評価結果表

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：あさひ保育園		種別：保育園	
代表者氏名：園長 辻永 貴子		定員（利用人数）： 90名（108名）	
所在地：秋田市手形字山崎92-18			
TEL：018-832-8833		ホームページ： taitoukai.jp/smarts/index/1/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：平成16年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 太東会			
職員数	常勤職員：	22名	非常勤職員 8名
専門職員	（保育士）	22名	（看護師） 1名
	（栄養士）	3名	（調理師） 1名
	（幼稚園教諭）	22名	（保育補助） 1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	各1.2.3.4.5歳児室、ほふく室、 乳児室	調理室、遊戯室、休憩室、相談室 シャワー室	

③ 理念・基本方針

■理念■

人としての心、生きる力を育て乳幼児期をいきいきと過ごさせる

■基本方針■

保護者と協力しながら子どもの状況や発達を踏まえ一人ひとりを大切にする保育。物資両面から保護者の負担軽減に努め保護者が安心してゆだねられる子育て支援に努める。子どもの安全・健康に配慮し保育環境を整えながら自己を十分に発揮、活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図る。養育と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもの育成に努める。入所している子どもの保護者や地域の子育て家庭の支援に努めその社会的役割を果たす。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・夜 8 時までの延長保育
- ・休日保育
- ・レンタカーを使つての園外保育
- ・クッキング保育

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7 年 7 月 1 7 日（契約日） ～ 令和 8 年 1 月 2 7 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2 回（令和元年度）

⑥総評

◆特に評価の高い点◆

- ・こどもの安心と安全を脅かす事例を収集し、それに対して、職員参画のもと発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討している。監視カメラの設置や警備会社と契約し不審者対応をしている。さらに、保護者が園に入る際は、暗証番号を入力してドアが開閉する仕組みとなっていて、リスクマネジメント体制が構築されている。
- ・保育目標の一つに、科学する心を育てる「トトロの日」の園外保育を掲げ、2 歳児から 5 歳児が公園や動物園などに出かけ、自然や人、物、出来事などの様々な関わりを通して、考える心、創造性など内面的な能力を育む保育に力を入れている。「人としての心、生きる力を育て、乳幼児期をいきいきと過ごさせる」の保育理念を実践している。
- ・あさひ保育園は、生後 2 か月の乳児から受け入れし、0 歳児も年間を通じて入所しており、昨年度は、非常に高い入所率になっている。園長のお話では、「立地が良く保護者に便利だから」とのことであったが、立地条件が良い上、こどもの園生活への職員の対応など、保護者の高評価と満足度が高いことに繋がっている。

◆改善を求められる点◆

- ・中・長期の事業計画に関しては、3 園の園長を含む幹部会で原案を策定している。各施設の単年度の事業計画は、主任を含むリーダー会議で策定し、その後、職員会議で、原案に対してリーダーが意見を集約する手順となっている。今後、事業計画は関係職員の参画のもと策定され、実施状況の評価・見直しが行われることを期待する。
- ・プライバシー保護と権利擁護の違いに関する周知、責務等を明記した規程・マニュアルを整備し職員や保護者等に周知・理解を図ること、加えて「生教育」などの職員研修により、理解が進むことを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

公立保育所から民間移行し20年、法人として5年ごとの第三者評価受審を行っており、今回は3回目となりました。これまで2回は受審機関が異なり、評価の流れや内容に違いがあるのではと緊張感をもって受審いたしました。

園内研修や市の監査とも違う、新たな視点で評価していただくことで、組織として求められる本質的な基盤を整えられた思いであります。

評価でもって外部に公表することの意味だけではなく、職員一同が同じ方向を向いて学びあう機会を持てたことが、何より意義のあることだと感じます。園としての課題を知れたことは今後の強味ともなりました。

運営における透明性の確保と基本となるマニュアルを改めて見直すことや、時代に添ってアップデートしていかなければならない点を改善し、職員をさらに巻き込んだ取り組み方を目指します。

利用される方には、より安心安全を、職員には働き続けたい職場であるよう、今後とも努力して参りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

【共通評価項目】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>保育理念、基本方針はホームページやパンフレット、「入園のしおり」に適切に明文化されている。職員には職員会議で、モットーの「和顔愛語」についても説明し理解を深めている。また、保護者には、入園時や運動会、親子交流会の行事の機会に説明し周知を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>法人本部で、3園の総務・会計処理を行うなど効率的に運営している。毎月の法人3園の園長、主任による幹部会で予算執行状況や入園状況等の把握、分析を行なっている。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>入園児の確保は問題ないが、新たな保育士の確保が課題となっている。この課題は、法人理事会や幹部会でも共有しており、現況の保育士職員が欠員となった場合など法人全体でカバーしている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>中・長期計画として新たな保育士確保のための人件費積立を計上している。現在、行政当局に「認定こども園」の認可申請をして、その受け皿に0歳～5歳までの保育体制を整備しており、より良い運営を目指した計画となっている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。</p> <p>単年度の計画では、こどもの入所実数が見込み数を超える実績となっており、計画が着実に実行されている。この実施状況を振り返り、次年度に向けて評価の総括を行っている。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、また、職員の理解が十分ではない。</p> <p>中・長期計画の原案策定は、3園の施設長を含む幹部会で意見集約し策定している。各施設の事業計画は、主任を含むリーダー会議で策定し、職員会議に提案し、原案に対する意見を聞きながら、各リーダーがまとめているが、各保育士からの意見が少なく消極的である。</p> <p>今後は、全職員参画のもと、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われることを期待する。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。</p> <p>事業計画は、年度初めに主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し保護者に配布している。保護者の負担を考慮し、保護者会は結成されていないが、「えんだより」でも周知し、保護者の理解を得ている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p>保育の質の向上に向け、法人の保育理念・基本方針に基づき、日々の保育を実践している。自己評価により、法人の方針、目標、こどもの気持ちを尊重し愛情をもって接することなどを確認するとともに第三者評価を受審し更なる向上を目指している。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p> <p>計画的な改善策については、クラス別リーダーが中心となり、保育内容の充実のため園の自己評価結果をまとめ、保育マニュアルの見直しや保育環境の検討など継続的な取り組みを行っている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>園長の役割と責任は、職務分担表で明記しており、職員会議でも表明し、職員に周知されている。災害時や感染症発生時等、有事における管理者の役割と責任においても、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>毎年、開催される県保育協議会や市保育協議会主催の施設長研修に参加し、遵守すべき法令等を確認するほか情報交換を行っている。また、遵守すべき法令などについて、職員会議などで職員に周知している。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は、今回の第三者評価受審に対しての取組みや、職員会議と同時に行われる園内研修での話し合いの場で、提案、指導、助言を行っている。さらに、外部研修へも積極的に参加を促し、職員の資質向上に意欲的に取り組んでいる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は、経営安定化のため入所児の増を図り、担当児童の成長記録やモニタリング作成などのためパソコン台数を増やし、事務作業の効率化を図っている。また、消耗品や公共料金の節約など園全体の必要経費を把握し、職員にも意識づけをするようにしている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それに基づいた取組が実施されている。</p> <p>保育士の成り手不足や県外流失等による人材確保難の中、当園でも人材確保は課題である。保育士確保のため、養成校の就職説明会にも参加している。また、県の保育者のキャリア指標を活用し、さらに、自己評価、人事考課を実施し、福祉人材の確保に取り組んでいる。法人3園での人事交流や定期的な人事異動により活性化に努めている。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>保育理念や保育方針、『期待される職員像』を明確にしている。職員は、同法人に準職員として就職後3年経過し正職員となる。また、主任昇格への具体的規定はないが、候補者を幹部会で協議し、法人の理事長と協議して決定している。</p> <p>今後は、人事基準を明確に定め、透明性を確保し、職員に周知することを期待する。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。</p> <p>年2回の職員との個人面談や、「自己申告書」により職員の悩みや就労に関する意向などを聞き取り、把握する体制を確立している。仕事と生活のバランスに配慮し、有給休暇の取得も勧めている。勤務表の作成では職員の希望を取り入れ、勤務調整や勤務日変更にも柔軟に対応している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。</p> <p>人事考課制度に基づき、年度初めに職員は、「自己申告書」で自己目標を設定している。その進捗状況や目標達成度については、年2回の個人面談を通して評価と振り返りを行っている。職員一人ひとりの課題解決や目標を共有する仕組みが確立されている。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>基本方針や「和顔愛語」の中で、法人・施設が職員に求める基本的姿勢を明示している。職員本人の意向や経験年数、職責等によるキャリアアップの仕組みに対応した研修計画にもとづき教育・研修を実施している。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。</p> <p>職員の教育・研修については、「職員別研修履歴」が整備され、職員個々の経験年数、職責等によるキャリアアップの仕組みに対応した研修計画が策定されている。研修参加者は復命書を作成し、主任保育士のコメントを付して全職員に伝達している。研修実績は、次年度の研修計画につなげている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的なプログラムが用意されていないなど、積極的な取組みには至っていない。</p> <p>「実習生受入れに関するマニュアル」が整備され、実習生受け入れの意義、実習生から見た実習の意義が明記されている。主任保育士が総括実習担当で、保育士や栄養士の実習生を受け入れている。「えんだより」で保護者にも周知している。</p> <p>今後は、実習指導者に対しての研修を受講するなどし、実習指導の質の向上を図ることを期待する。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>2年に1回、保護者を対象に「利用者意向調査」を実施し、苦情や意見を聴取して「えんだより」等で回答している。運営の透明性確保では、ホームページ等を活用して保育所の理念や基本方針・財務など情報を公開している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>保育所における年2回の事務、経理、取引等に関する内部監査をして、定期的に経理を確認している。税理士による外部監査も5年毎に実施しており、その指導事項を幹部会で検討して指導改善に取り組んでいる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>基本方針に、子育て支援・地域連携・社会的役割について明文化している。園外保育や散歩、地域行事のお祭りやイベントに参加し、こどもの社会体験の場として地域交流ができるように取り組んでいる。地域の子育て支援として、未就園児を対象とした園開放や一時預かり事業を行っている。また、秋田市東部地域子育てネットワーク連絡会に参画し、情報収集と情報提供し地域の子育てニーズの支援を行っている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整</p>		

備されている。

「ボランティア受け入れに関するマニュアル」を整備し、地域の学校教育等への協力、ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化している。小学生との交流、中学生・高校生の保育体験学習の受け入れをしている。担当者（主任保育士）が、オリエンテーションで保育園についての説明や仕事内容の事前説明をしている。配置等については、園内に掲示して保護者の理解を得ている。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

<コメント>

子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。

家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、要保護児童対策地域協議会へ参画し、児童相談所など関係機関との連携を図っている。また、障害のある子どもの保育にあたっては、オリブ園等と連携をしている。東部地区部会に参加し、情報交換し子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワークづくりに取り組んでいる。

今後は、地域の関係機関・団体の共通の問題に対して解決に向けて協働し、より具体的な取組みを期待する。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>地域の福祉ニーズ等を把握するために、東部地区ネットワーク連絡会に参画し地域団体、幼稚園、保育所等の関係部署と情報交換を行っている。保育所は地域の子育て支援の拠点として、家庭の状況やこどもの発達段階に応じて、多様な相談に応じる体制も整備している。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>把握したニーズにもとづいた公益事業・活動は、育児相談支援、障害児保育、さらに、地域の未就園児への園開放や一時預かり保育等を行っている。</p> <p>今後は、保育所の専門性を活かし、多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、把握した福祉ニーズ等にもとづいて、地域課題の解消に結びつく活動を期待する。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① こどもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>こどもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>理念や基本方針に、こどもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組が行われている。こどもの尊重や基本的人権への配慮に関する勉強会や研修、標準的な実施方法への反映等の周知徹底がされている。定期的に保育実践状況の把握・評価等を行い見直している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② こどものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、こどものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。</p> <p>一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を目指し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>今後は、プライバシー保護と権利擁護の違いに関する周知、責務等を明記した規程・マニュアルを整備し職員や保護者等に周知・理解を図ること、加えて「生教育」などの職員研修により、理解が進むことを期待する。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料をホームページに掲載するほか、資料を多くの人が入手できるよう公共施設等に置いている。見学の希望にも積極的に対応し、情報の提供をしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育所の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。保護者等が理解しやすいような工夫や特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化して、適正な説明、運用が図られている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。</p> <p>保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。保育所の利用が終了した時に、こどもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>日々の保育のなかで、こどもの満足度を把握するように努め、連絡帳を介しこどもの様子だけでなく、伝えたいことや質問なども受けている。保護者に対し利用者満足に関するアンケート調査や個人面談を行い、意見や要望の把握に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>「苦情対応マニュアル」を整備し、苦情解決の体制に、苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置と第三者委員の設置を明記している。意見箱を設置し、園内に、苦情解決の流れや第三者委員の連絡先を掲示している。苦情の解決状況は、申し出た保護者に配慮したうえで公表している。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</p> <p>プライバシーに配慮するとともに相談をしやすく、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮して相談室を設けている。職員は、保護者と送迎時に積極的に会話し、日頃から要望や意見を聞いている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>苦情のマニュアル、フローチャートが整備され職員会議にて情報共有されている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスク マネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント体制を構築し、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>監視カメラの設置、警備会社と契約し不審者対応をしているほか、保護者が園に入る際は、暗証番号を入力してドアが開放する仕組みとなっている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時のこどもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成している。職員に周知し定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催、保護者へは「ほけんだより」等で、情報提供が適切になされている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <p>災害時の対応体制が決められているBCPが作られている。こども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなどの体制により訓練を実施している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。</p> <p>標準的な実施方法が適切に文書化され、それにもとづいて実施し確認する仕組みがあり、保育実践が画一的なものになっておらず、一人ひとりの個性を大切にしている。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>3月の職員会議で「全体的な計画」に目を通し、検討・見直しを行っている。「年間計画」については、クラス担任が決まりしだい会議を行うとともに年間の保育をすすめながら、変更が必要な場合は各月の職員会議前のクラスごとケース会議の中で話し合い決定している。</p> <p>検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>指導計画作成の責任者を設置し、全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。支援困難ケースへの対応について検討し、様々な職種の関係職員、必要に応じ保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。</p> <p>指導計画の評価・見直しにあたっては、年間計画・月案・週案・日案の手順で進められている。年度末までに年間計画を作成し、年度始めの職員会議で内容や留意点を確認している。毎月のケース会議で振り返りを行い、課題や留意点等について共有し、保育の質の向上を目指している。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① こどもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>こども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。</p> <p>こどもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一様式によって記録している。職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領を作成し、パソコンのネットファイル等を通じて、園内で情報共有する仕組みが整備されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>こどもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p>「個人情報保護のマニュアル」等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関して規定している。記録管理の責任者が文書、USB など事務室で保管管理している。</p>		

【内容評価項目】

A-1. 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。</p> <p>全体的な計画は、保育理念、基本方針、保育の目標と保育のモットーのもとに、年齢別の保育のねらいと保育内容が明文化されている。年度末に各クラスごとに年間の評価を行い、その後主任に報告、最終的には3園の主任会議で決定し作成する手順となっている。新保育所保育指針に則り、災害への備え・子育て支援・保育士の資質向上の推進を網羅している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>園内ではこども達は裸足で過ごしており、温度や湿度に配慮し、エアコン、空気清浄機などを設置している。「衛生管理マニュアル」を整備し、職員の衛生管理、入所児の衛生管理、園内の玩具などは使用の都度消毒をするなど場面ごとの安全衛生の環境が整えられている。</p>		

③	A-1-(2)-② 一人ひとりのこどもを受容し、こどもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりのこどもを受容し、こどもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>年齢ごとの「年間指導計画」が立案され、計画に沿って年齢に合った保育が行われている。こどもの発達段階や保護者との面談を通して家庭環境、親子関係を把握し、一人ひとりに合った援助を行っている。「和顔愛語」をモットーに、こどもの人権を守り、一人ひとりを大事にする保育が行われている。</p>		
④	A-1-(2)-③ こどもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>こどもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>一人ひとりのこどもの発達に合わせて、食事、排泄、清潔、睡眠などの基本的な生活習慣を身につけられるよう取り組んでいる。また、日常の園生活においても、一人ひとり名前とシールを貼ったロッカーを用意し、整理整頓ができるよう環境を整えている。その他にも歯磨きや着替えなど、日課に沿って一人ひとりに応じて無理なく習得できるように指導、援助をしている。</p>		
⑤	A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、こどもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>こどもが主体的に活動できる環境を整備し、こどもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>保育目標に、科学する心を育てる「トトロの日」を掲げ、2歳児から5歳児までのこどもが、自然や人・物・出来事など様々な関わりを通して、創造性を育む保育を行っている。年齢に応じた玩具を用意し好きな遊びができる環境作りをして、こどもが遊びを通して主体性を育む取り組みが行われている。</p>		

⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>0歳児には、月齢に合わせた玩具を用意して遊びを楽しめるよう工夫している。生後2か月から保育の受け入れをしており、発達段階に応じて安全面を考慮した環境作りをしている。乳幼児突然死症候群(SIDS)対策として、側で見守りし安全に配慮されている。保護者とは、毎日、生活や遊び、健康状態など連絡帳や送迎時に丁寧な情報交換をしている。</p>		
⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>こどもが自分でやろうとする気持ちを大切に、玩具や絵本の棚はこどもの手の届く高さで、興味のあるものを選択できるようになっている。食事も見守りし一人ひとりに合わせた関わりがされている。天気のいい日は園庭遊びや散歩に出かけ、自然に触れ感性を高めることができるよう養護と教育が一体的となった保育内容が実践されている。</p>		
⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>登園後は、9時の朝の会までプレイルームで自由に遊べる時間となっている。異年齢児との関わりのなかで、遊びを通してルールを守ることや、他を思いやるなどの情緒を生活と遊びを通して、総合的に身につけられるよう取り組んでいる。運動会でダンスを踊ったり、3歳児はリレーでバトンを渡すなど、協力してやり遂げる経験ができるように、5領域の視点で保育が行われている。</p>		

⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のあるこどもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>障害のあるこどもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>個別配慮を必要とするこどもとその保護者支援を全体的な計画に明記、また、「入園のしおり」に障害児保育事業について記載している。障害のあるこどもや、配慮の必要なこどもに「個別の指導計画」を作成し、保護者と専門機関（療育センター等）と連携している。園内の玄関や階段に点字ブロックがあり、また、1階にはバリアフリーのトイレも準備されている。4歳児は健康診断の前に保護者に「キッズステップノート」でこどもの発達を確認してもらい、成長発達に気がかりな場合は相談を受け、専門機関に繋げるようにしている。</p>		
⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>それぞれのこどもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>全体的な計画に、長時間保育を位置付けており、長時間保育のねらい・内容・環境・援助・職員の連携が具体的に示されている。年齢ごとの、長時間保育のデイリープログラムには、保育士の対応、援助・留意点も記載され、こどもが安心して過ごすことができるよう配慮している。延長保育では、18時以降に次の食事の負担にならない程度の軽食が提供されている。各クラスのボードで時間や引継ぎ事項を記録し、適切な引き継ぎが行われている。保護者とも連絡帳で連携が取られている。</p>		
⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>全体的な計画や5歳児の年間指導計画に、小学校との連携や就学にむけた取組が記載されており、遊びや生活の中で会話や文字・記号に親しむとしている。プレイルームに、ひらがなの一覧表や手作りの時計で時間を理解できるように、就学を見通した保育が実践されている。職員は、小学校の指導計画に見合った接続期の保育を実践するため、幼保小連絡会議に参加している。また、「保育所児童保育要録」を就学先の小学校に送付し、こどもに関する情報を共有している。</p>		

A-1-(3) 健康管理			
⑫	A-1-(3)-①	こどもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>こどもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>看護師が、「年間保健計画」を作成し、こどもの健康に関する方針や取組みを保護者に知らせている。年2回（5月、10月）内科検診、6月の歯科検診や、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防として、1歳3か月まで5分毎に睡眠チェックをして十分な配慮をしている。入所時に「入園のしおり」と乳幼児突然死症候群（SIDS）の資料を配布して理解を促している。さらに、「えんだより」に合わせ「ほけんだより」で感染症などの情報を発信している。</p>			
⑬	A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>健康診断・歯科検診の結果は、申し送りされ職員間で情報共有されている。健康診断・歯科検診の結果は、それぞれ別々の書面で保護者に知らせ、必要時は受診を勧めている。</p>			
⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のあるこどもについて、 医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のあるこどもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>「事故発生等緊急時対応マニュアル」を整備し、アレルギー対応について詳細に記載されている。「新入園児調査紙」を保護者が記入、その中でアレルギーに対する項目で確認している。アレルギー疾患やけいれん性疾患のこどもは、医師の指示書を受け、適切に対応している。アレルギー対応の献立表が作成されており、食事提供時は、トレーを色分けする、テーブルを分けるなどの工夫をして、職員間で声かけし確認し合い、配膳ミスがない様に細心の注意を払っている。食育・アレルギー対応研修会や食物アレルギー対応研修会の、園外研修を受講している。</p>			

A-1-(4) 食事			
⑮	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>「入園のしおり」にも、食に関心を持ち楽しんで食事をする工夫について保護者にも周知している。食育としてクッキングや菜園づくり、また、年2～3回、食育教室を開催し、栄養やマナーについて話をして楽しく食事ができるようにしている。玄関に昼食やおやつを展示し、献立表を掲示している。未満児は、連絡帳に食事量を記録し保護者に知らせている。</p>			
⑯	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>給食室の衛生管理や食中毒防止のマニュアルを整備し、衛生管理が徹底され、安全な食事が提供されている。園独自の献立を作成し、アレルギー対応の献立は赤字で記し保護者にも配布している。鶏卵アレルギーの子どもに、マヨネーズの代わりにマヨドレを使用する代替食や除去食で安心して美味しく食べることができるようにしている。行事食や誕生会、リクエストメニューの日があり、子どもの楽しみになり、食事に関心が持てるような取組を行っている。</p>			

A-2. 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
⑰	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>保護者とは、連絡帳や送迎時に対話し情報交換をしている。「えんだより」に園の様子を公開している他、園外保育（トトロの日など）の様子を手書きした号外を発行、またドキュメンテーションで日々の様子を発信している。各年齢別に親子交流会があり、保護者と子どもの成長を共有している。特に5歳児は年度末（1月）に開催され、就学を見据えて懇談会を開催し、保護者の情報交換の機会になっている。</p>			

A-2-(2) 保護者等の支援			
⑱	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>日々の送迎時、保護者から意見や相談を受けている。また、各年齢ごとに保護者面談を実施しており、その内容を「子育て支援の記録」に適切に記録している。利用者の意見・要望・苦情の体制について、「入園のしおり」にも明記し周知している。保護者の就労などの事情に配慮して、延長保育・休日保育・障害児保育の対応をしている他、在園児に限らず一時預かり保育や子育てサポート事業を行っている。さらに、地域子育て支援として、育児相談・園開放（年4回）を行って保護者支援をしている。</p>			
⑲	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのあるこどもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>「児童虐待等防止対応マニュアル」を整備している。日々の保育の現場でも、オムツ交換や身体測定の際に細心の注意を払い、気になる時は、「秋田市要保護児童対策地域協議会」などの専門機関に繋げる体制になっている。虐待の早期発見・早期対応・予防の取り組みがなされている。</p>			

A-3. 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
⑳	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>年間の指導計画や週案で自らの保育実践とこどもの育ちの振り返りと反省を行い、それについて主任が評価をしている。また、毎年全職員が自己評価を行っている。園の自己評価で、理念や方針、園のモットー、こどもの気持ちの受容について評価し、保育所全体の保育の質の向上に向けて取り組んでいる。</p>			